

消費税の8%への引き上げに関する建設分野から見た見解

2013年10月15日 NPO法人建設政策研究所

安倍首相は10月1日、2014年4月から消費税率を現行5%から8%に引き上げることを決断したと表明した。消費税法等の一部「改正」の法律は2012年8月、民主党・自民党・公明党の「三党合意」により国会を通過、成立した。法律の附則には「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と、施行の中止が可能な条件が付されていた。安倍首相は、勤労者の月収が15か月連続で減少している経済状況にあるにもかかわらず、一部の経済指標が上向きになっていることを理由に引上げを決定した。

建設政策研究所では、消費税増税の決定に当たって以下の通り、建設分野から見た消費税増税の問題点を明らかにするとともに研究所としての見解を表明する。

1. 消費税増税の使い道は社会保障の財源どころか大企業減税と大規模公共事業に

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革」と謳われている消費税増税法ではあるが、その使い道は大企業減税と大規模公共事業に向けられることがいっそう明瞭になってきた。

三党合意により、修正成立した法律の附則第18条2には「消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する」と謳っている。

安倍首相は消費税増税表明と同時に5兆円規模の経済対策及び復興特別法人税の廃止や投資減税など大企業減税を決めた。経済対策のうち約2兆円は大規模公共事業に使われる。

消費税増税がいかに経済に悪影響を及ぼすかを自ら認めたものであるが、結果として消費税増税分が大企業減税と大規模公共事業に使われることが明らかとなった。

2. 露骨に消費税増税を公共事業に回せと要望する大手ゼネコン団体

大手ゼネコン団体の日建連（一般社団法人日本建設業連合会、会長：中村満義鹿島建設社長、建設業者138社加入）は、安倍内閣の成立とともに、大規模な公共事業の推進と予算の集中的執行を要望していたが、2020年の東京五輪開催の決定時にコメントを発表し、具体的な公共事業を示し、消費税増税による財政の確保をそれら事業に回すことを要望している。

コメントでは、「2020年の東京五輪が明確なタイムリミットになり東日本大震災の復興事業が加速されること、湾岸地域、羽田・成田など首都圏の機能強化が喫緊の課題となること、東京の耐震化が急がれること、首都高をはじめとする老朽インフラの再生が求められること、さらに東京五輪による観光産業など多方面での誘発的な建設需要や、東京五輪が諸々の産業を活性化し設備投資の需要が高まること、等々東京五輪の決定により様々な波及効果が想定される。」と述べ、その財源確保について、「消費税の引上げが実現し、財政構造が改善に向かうのであれば、平成26年度政府予算において公共事業費の安定確保の道筋を確かなものにするのが最大の焦点となる。」と、消費税増税を公共事業費に回す運動を行うと述べている。

このように建設産業の中でも大手ゼネコン団体は消費税増税に賛成し、その財源を大規模公共事業に回すことを安倍政権に要請している。

3. 大多数の中小建設業者は消費税増税で経営が危機に

全国の建設業者数は約 58 万社存在する。このうち従業員規模が 9 人以下の小零細業者は約 47 万社と全業者数の 81% をも占めている（総務省統計局：2009 年経済センサス基礎調査）。これら業者は下請建設業または地域工務店として、日々厳しい経営を強いられている。

建設業の重層下請構造のもとでは上位業者からの工事請負価格に消費税を上乗せし、契約することが困難な状況が続き、経営圧迫の大きな要因となっている。また、地域の勤労者を主要な取引先とする地域工務店においても、消費税負担分を価格から値引きせざるを得ない状況となっている。発注者や上位業者との関係で弱い立場にある小零細業者にとって消費税増税は耐え難い負担になることは確実である。

国交省は「建設産業における消費税の転嫁対策について」（2013 年 7 月）を発表したが、その中で「請負契約という建設工事の特性から、消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念がある」と述べ、消費税転嫁対策特別措置法（2013 年 10 月 1 日施行）にもとづく以下のような「建設産業における転嫁対策」を打ち出した。

① 消費税の円滑かつ適正な転嫁について各方面（建設業団体、公共発注機関、民間発注者）への周知徹底、②相談窓口の設置（国交省全体、建設業所管部局）、③元請企業・下請け企業間の取引実態等を通じた転嫁状況の実態把握、④建設業法令遵守推進本部による建設企業への指導等徹底

これら 4 項目の施策は、これまでの状況を転換する強力な施策とはとてもなり得ていない。

4. 低賃金、低労働環境で建設現場に従事する労働者の生活に大きな打撃

国交省が認めているように、建設労働者の賃金は他産業労働者に比較し、26% も低い低賃金状況に置かれている。

戦後の税制は「応能負担」を原則に「富の再分配」という理念のもとに「富める者からは多く」という原則のもとに成り立ってきた。しかし、消費税は「富める者からは少なく、貧しいものには多く」という逆進性に基づく税制であり、建設関係労働者への消費税負担の増大は人間としての最低限の生活をも脅かすものとなる。

5. 消費税の増税は住宅需要を圧縮し地域建設業を疲弊に導く

すでに経験しているとおり、消費税の増税は民間住宅投資を減少させ、地域建設業を疲弊に導く可能性が高い。1997 年には消費税が 3% から 5% に引き上げられたが、この年度の新設住宅着工戸数 134 万戸と前年度の 163 万戸から 29 万戸も減少し、さらに 1998 年度には 117 万戸と 1996 年度比 46 万戸も減少した。これらの結果、1997 年度の建設業の倒産件数は前年度比 29% 増の 5,446 件と戦後最高となった。2014 年度からの消費税率 5% から 8% への引上げは、長期の不況から脱出できないまま、更なる追い打ちとなり地域建設業の経営への影響は計り知れないものとなるだろう。

以上、消費税の建設分野に及ぼす様々な問題点を指摘したが、建設産業においては一部大手ゼネコンの公共事業の受注拡大につながることはあるにしても、建設産業の大多数を占める地域建設業者や下請業者、建設労働者にとっては、死活の問題である。建設政策研究所は建設産業の持続的発展の立場から消費税増税に反対し、増税を中止させるため、建設産業に関係するすべての業者、労働者および発注関係者が共同して力を尽くすことを呼びかけるものである。